

4. 水質の測定と記録

排水基準が適用される特定事業場は、当該排水又は特定地下浸透水の水質を少なくとも年1回測定し、測定記録を3年間保存しなければなりません(水質汚濁防止法第14条)。

環境保全課では、排水の汚濁状態を、排水量に応じて以下の頻度で測定するよう特定事業場へ指導しています。24時間操業の特定事業場については、pH計や濁度計、COD計などの連続自動監視測定機の導入も併せて指導しています。

なお、日間平均排水量10,000m³/日以上の特特定事業場については、測定記録を毎月にとりまとめ、環境保全課へ報告してください。

● 排水の水質測定頻度(富士市環境保全課指導方針より)

日間平均排水量(m ³ /日)	回数
10,000以上	原則1日3回以上
5,000以上～10,000未満	原則1日2回以上
5,000未満	原則1日1回以上

5. 水質事故時の措置

特定事業場は、事故等により、有害物質を含む水や排水基準に適合しないおそれのある水を公共用水域に流したり地下浸透させたことにより、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある場合、公共用水域への排出や地下浸透を防止する応急措置を講じるとともに、その状況を速やかに環境保全課に報告しなければなりません(水質汚濁防止法第14条の2)。

また、特定事業場に限らず、有害物質や指定物質、油を扱う工場又は事業場についても、当該物質を公共用水域に流したり地下浸透させたことにより、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある場合、公共用水域への排出や地下浸透を防止する応急措置を講じるとともに、その状況を速やかに環境保全課に報告しなければなりません(水質汚濁防止法第14条の2)。

● 指定物質一覧

1	ホルムアルデヒド	29	パラジクロロベンゼン
2	ヒドラジン	30	フェノカルブ又はBPMC
3	ヒドロキシルアミン	31	プロピザミド
4	過酸化水素	32	クロロタロニル又はTPN
5	塩化水素	33	フェニトロチオン又はMEP
6	水酸化ナトリウム	34	イプロベンホス又はIBP
7	アクリロニトリル	35	イソプロチオラン
8	水酸化カリウム	36	ダイアジノン
9	アクリルアミド	37	イソキサチオン
10	アクリル酸	38	クロルニトロフエン又はCNP
11	次亜塩素酸ナトリウム	39	クロルピリホス
12	二硫化炭素	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
13	酢酸エチル	41	アラニカルブ
14	メチル-tert-ブチルエーテル(別名MTBE)	42	クロルデン
15	硫酸	43	臭素
16	ホスゲン	44	アルミニウム及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	45	ニッケル及びその化合物
18	クロルスルホン酸	46	モリブデン及びその化合物
19	塩化チオニル	47	アンチモン及びその化合物
20	クロルホルム	48	塩素酸及びその塩
21	硫酸ジメチル	49	臭素酸及びその塩
22	クロルピクリン	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)
23	ジクロルボス又はDDVP	51	マンガン及びその化合物
24	オキシデプロホス又はESP	52	鉄及びその化合物
25	トルエン	53	銅及びその化合物
26	エピクロロヒドリン	54	亜鉛及びその化合物
27	スチレン	55	フェノール類及びその塩類
28	キシレン	56	ヘキサメチレンテトラミン

● 油…原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油のこと